

平成29年度食の安全確保のための監視指導計画(案)に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 平成29年2月6日(月)から3月7日(火)
 2 意見募集計画 (1) 平成29年度三重県食品監視指導計画
 (2) 平成29年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画

3 お寄せいただいたご意見等 8件

(1) 平成29年度三重県食品監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方

| 整理番号 | 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 | 担当課 |
|------|---|---|---|-------|
| 1 | I 組織体制 2 組織の連携 | 関係団体に(一社)三重県食品衛生協会とありますが、どういう団体でしょうか。用語の説明の欄等に関係団体の概要等を記載して、指導計画に係る関係者との相互理解や連携がさらに深まっていくことに期待します。また、リスクコミュニケーションや啓発をすすめるにあたっては、そのほかにも有効な団体等との連携も模索されてはどうでしょうか。 | (一社)三重県食品衛生協会とは、食品関係事業者を主体として設立された団体で、会員事業者の食品衛生の向上や県民の食品衛生思想の普及等に関する事業を行っています。当該団体の説明については、用語説明欄へ追加いたします。他団体との連携についても検討を行っていきます。 | 食品安全課 |
| 2 | II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組 1 監視指導に関する事項 1-2 重点監視指導事項 (1) 食中毒発生防止対策 | 食中毒発生防止対策として、3事例の対策が施されていますが、その他の食中毒への対応については未記載ですので、その他の項目を設け、「その他/病原・微生物に対応した対策を施す」等を追記し、網羅されてはどうでしょうか。 | 食中毒発生防止対策については、記載した3つの原因物質の重要度が高いことから重点監視指導事項として特記しています。その他の原因物質による食中毒発生防止についてもこれまでと同様に対策に努めていきます。 | 食品安全課 |
| 3 | II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組 2 食品等の試験検査等に関する事項 2-2 食品等の試験検査計画 | カビ毒は食品安全についてリスクの高いもののひとつですが、そのことが表面化しにくいと思われます。カビ毒は健康食品や家畜飼料についても、発生の危惧があります。その点において、「穀類及びその加工品等の検体10」は適切であるのかどうか、検証を要望いたします。 | 食品の収去検査については、限られた検体数で有効に実施するため、違反の発生状況、危害発生のリスク、流通量等を考慮して検査対象の設定を行っております。引き続き情報収集を実施し、検査対象の設定について検証を行っていきます。 | 食品安全課 |
| 4 | II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組 2 食品等の試験検査等に関する事項 2-2 食品等の試験検査計画 | 微生物検査について、菓子・惣菜は規格が定められていませんが、三重県は独自基準が定められており、対応がすすんでいると評価できるのではないのでしょうか。また、直近の不適合状況等に依じて、29年度は微生物検査の検体を1,115検体→1,150検体に増やされていることは適切であり、引き続き、衛生指導強化に期待いたします。 | | 食品安全課 |
| 5 | II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組 2 食品等の試験検査等に関する事項 2-2 食品等の試験検査計画 | 平成28年度検査結果/不適合について、添加物検査等の不適合は、どういう不適合であるのか、リスクのレベルに応じて、危険度のあるものは結果に記載してはどうでしょうか。リスクの高い違反は、監視指導計画の中においても公開し、さらに安全対策への周知がすすむことを期待いたします。 | 不適合の結果については、「食品監視指導計画に基づく監視指導の実施結果」に記載しております。重大な事例については、必要に応じホームページへの掲載、報道提供等の情報発信を行うとともに、対策等について食品監視指導計画に反映することとしています。 | 食品安全課 |
| 6 | IV 自主管理の促進に関する取組 3 三重県食品の自主衛生管理認定制度 | 厚生労働省は、HACCPを東京オリンピック(2020年)も視野に入れ、段階的に義務付けていくとしています。三重県の場合、現在は、事業者により従来の衛生管理手法とどちらかの選択となっていますが、今後の動向を注視した場合に、HACCPの手法を優先的にすすめられることをさらに検討されてはいかがでしょうか。 | HACCPは、食品の衛生管理における有効な手法であり、厚生労働省も義務化を検討していることから、従来型の衛生管理からHACCP手法による衛生管理への移行が進むよう、引き続き普及・推進に努めていきます。 | 食品安全課 |

| | | | | |
|---|-----------------------|--|-----------------------------------|-------|
| 7 | VI 食の安全・安心の相互理解に関する取組 | リスクコミュニケーションと情報提供は、多岐にわたる内容が網羅されていますが、昨今の報道においては健康食品が取り上げられる機会も多く、その健康食品について、消費者が正しい捉え方ができるように啓発に取り組まれることに期待いたします。 | 今回いただいた内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | 食品安全課 |
|---|-----------------------|--|-----------------------------------|-------|

(2) 三重県農畜水産物安全確保監視指導計画（案）に対する意見
なし

(3) その他の意見の概要及び県の考え方

| 整理番号 | 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 | 担当課 |
|------|------|--|--|--------|
| 1 | その他 | 監視指導計画（案）のパブリックコメント提出関係者と三重県担当部局において、指導結果等についての懇談の機会を設けていただいております。監視指導計画の実効性が高まり、次年度につながっていく仕組みづくりをさらに期待いたします。 | パブリックコメント提出にあたって記載いただく個人情報等は、当該パブリックコメントの業務にのみ使用することとしているため、こちらからそのような機会を持つよう働きかけをすることはできませんが、懇談の場を持つことは可能ですので、ご要望があればご相談ください。 | 農産物安全課 |